鹽袋

五

中村俊定文庫
文庫 18
328
5

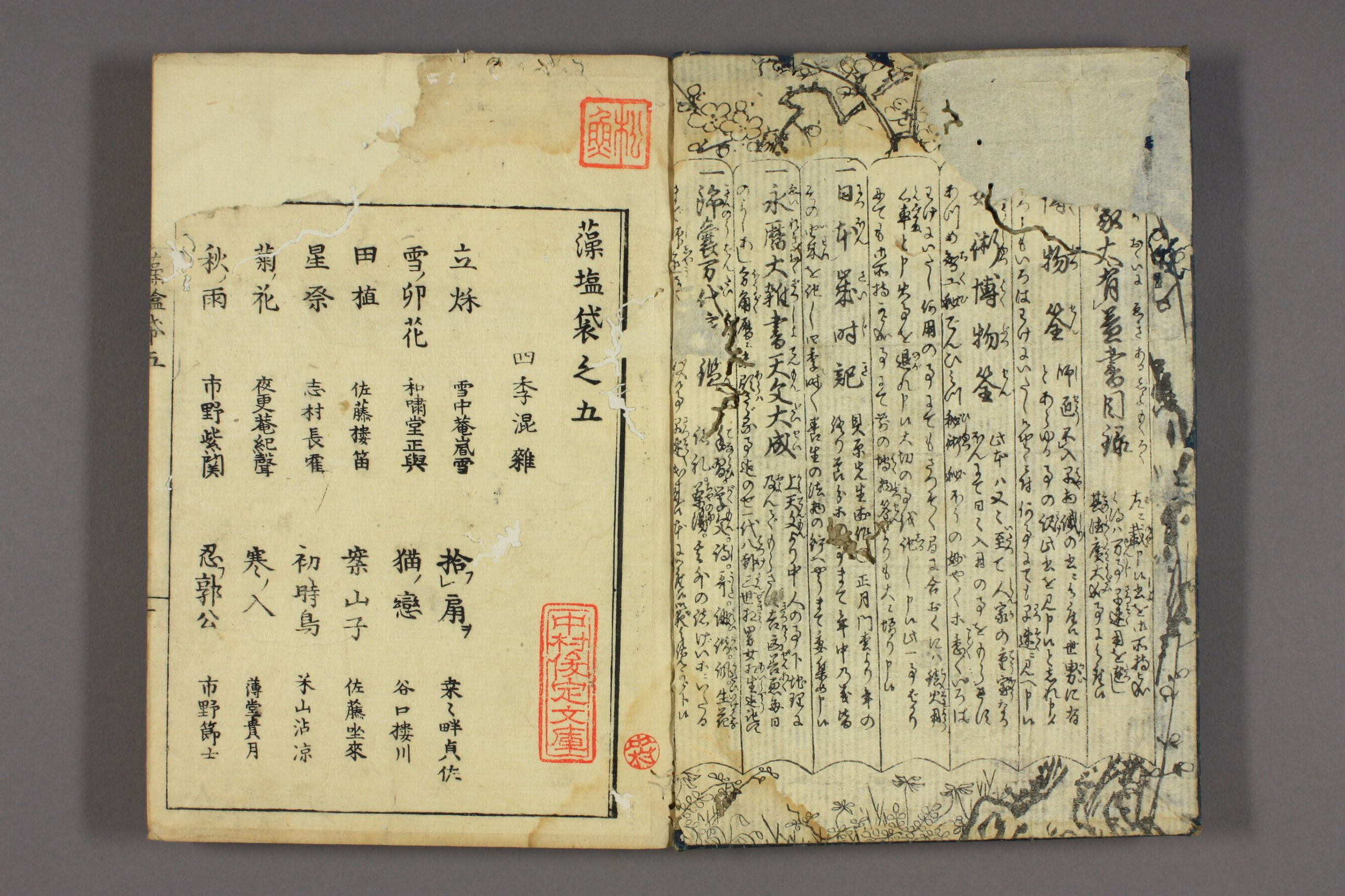

藻塩袋之五

四季混雑

立炉　雪中菴嵩雪
雪卯花　和嘯堂正與
田植　佐藤捜笛
星祭　志村長雇
菊花　夜更菴紀聲
秋雨　市野紫関
拾扇　来〻畔貞佐
猫戀　谷口捜川
星祭　佐藤坐來
初時鳥　志村長雇
菊花　夜更菴紀聲
寒入　薄堂貴月
秋雨　市野紫関
忍郭公　市野節士

中村俊定文庫

角組芦　中村松花
祇園林　井崎文里
十炷香　菊岡布仙
伊駒子規　菊岡紀之
夏美人　百葉泉富鈴
恵比須講　田辺加億
不断櫻　志村常仙
田毎月　荒木惟善
若竹　小森雙五
當麻會　伊藤景湘
野守池　服部玉仙
桃有媚　和田仙林
散牡丹　蓬萊菴吏山
吉野山　謙亭

宮城県図書館

藻塩袋之五

菊岡朱山著

初秋　嵐雪

○夫木集　あしたゆふべ　後鳥羽院

秋のかぜふきぬるなれば

○心動　無門関非風非幡話云六祖因風颺刹幡ヲ有二僧對論一リ云幡動ト一リハ云風動ト徃復曾テ未契理ニ祖云不是風不是幡動仁者心動ス二僧悚然ス兵ス

抄云六祖因風〳〵六祖ノ五祖ニ衣鉢ヲ傳テ南海ニ至テ印宗法師ニ法性寺ニテ逢テコサアル時分暮夜ニ風カ颺刹幡也ニ僧ノアルカ是ヲ見テ一リハ幡カ動ヒタトト云イ一リハ風カウコイタトト云也風カアツテモ幡カナリハ動クヽイ程ニ幡カ動イタト

云又幡カ有テモ風カナクンハ動リニイ程ニ風カ
動タト云心也サシテモナキヲ論シタソヤ去風
ト云幡ト云ニ當(アテ)処カ有テ云タト見ヘタソドチヘ
モ論量ハ益用ノ了也刹幡ハ説法ノ時幡ヲ挙ルヲ
云也往復〻〻往復ハ言ノ往來也ヲツヽニクツヽ
問答ノ互ニ理ニ契又也祖云不是〻〻風カ動タテ
モノ幡カ動タテモナク仁者ノ心カウコイタソト
ナリ下略　▲仁者法花經ニ仁者(キミハ)トヨム也

○大和物語云信濃ノ国ノ人ノ子ノ国ノ守ニ成ケル人
妻ノ家ヨカリケルヲ国ノ守ノ子ノ成ケル人
○市文言箴　人心之動因(テ)言以(ノ)宣發禁躁妄(ヲ)下略
○陸佃(カ)云萬物以風(ヲ)動(キ)以風(ヲ)化(ス)牛馬見風(テ)則走牛ハ喜(ノ)順風(ヲ)馬ハ喜(ノ)迷風(ヲ)
○説文風字从(ナリ)虫(ニ)凡(ナリ)声風動蟲生(ス)故(ニ)虫ハ月而化(ス)

落葉又拾ふ扇のはらうこれ　貞佐

○拾遺集　法師の扇をとりて侍りける和歌
とられくもりもてよはる扇をはらうとてよめる
○連珠集云　洗憲法印秉国(ニ)して止觀月限(ヲ)室山(ニ)挙(テ)扇警之
とて人事を仮法ヒされて侍りしかはらうとて
扇を失ふ会せしもとりなる
○夫木集　ぬりもてこさ侍りしかはらうこと
風の吹こゑ　やい　俊頼
扇をおこりて侍りしかのとこ人のとこ人
案すらふ於舞那(ヲ)奄羅(アフキ)那(ニキ)ハ久保田一身田ヨリ白子上野ノ辺ニテ

○菅三品扇詩　不期夜漏分後唯乱秋風末到前

○西京雑記云長安巧工丁緩作七輪扇連續七輪大經丈一人運之滿堂皆寒

○一休和尚梅川記當よりの對して扇も五戒を破ると云其辞

殺生戒　竹截為骨　偷盗戒　虚空偷風

邪淫戒　要共要合之　妄語戒　書量空言

飲酒戒　開口颯颯

○河海抄云蝙蝠を入て扇を作りしよりの始なり

○東鑑云廿六日令立宇都宮給之処佐竹四郎自常陸国追参加而佐竹所令持之旗無文白旗也二品令咎之給共御旗不可等之故也仍賜御扇出月旅佐竹可付旗上之由被仰佐竹隨御旨付之云々　文治五年七月奥列セノ時ノ事

又花と見るや外木の雪の枝　正與

○外の花を雪と見るは一説雪を外の花と見るは一説なり

○千載集　雪ふるとたれかはこの梢よ咲そめる　校よりかのなもちりそめ　後鳥羽院

○後拾遺云ふるくこゆきなんどのこゆきとのみ木抽ちるを例にて雪しるしだまれこゆきをあやまりてなんなのこゆきといひてしかるやあまりとこそ思ふ

の後よりかくいふなるよりの後彼はこれを日記よりこそ

○韓詩外傳云凡草木花多五出雪花獨六出朱子云地六水之成數雪者水結為花故六出

○左傳云平地尺為大雪　○本綱云雪味甘冷

○枕草子云雪のいたく降たるを[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
○朗詠集　遺愛寺鐘欹枕聽香炉峰雪撥簾看　白氏天
○紅雪の降りしハ聖武帝時奥列より渡れ　拾河院長治二六月者る降れ
後書門院文治九年九月小雪降る百年六百年千年のひしきい
延宝八年十二月載後載若妙る渕六十年よ及へしさふ尺る人今もすこ
○楊櫨　空疏　疏通也中空能通故名空虚木
○本網云楊櫨所在皆有生籬垣間其子為莢　和名　宇豆木
○姫の院百首　外のうれの姫ねいるのあらしして
[illegible]　河内

鼠とる思案ハ外や猫の恋　樓川

○夫木集　去昔りしてひわりくれ絲この
なりきうそ九ハ跡らあるよ　仲正
○猫春牡喚牝秋牝喚牡而乳大抵春秋二度生子秋子ハ
難育性畏寒也凡六十日而産生一七日始開服経三旬
始自食飯過一月半猫重可十兩則離乳能育凡十有余
年老牡猫有妖為災者純黄赤毛者多作妖惟於暗室以
手撫背毛則放光或熾油者是當為怪之衆也　三才図會
○万宝全書云猫純黄純白純黒者佳
○若菜巻云[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

○酉陽雜俎云猫ハ是鼠ヲ捕ノ小畜ニメ毛色數種アリ虎面利歯ニメ尾長リ腰短ク目金銀ノ如上齧ニ稜多ヲ以良トス其目晴暮夜円ク午晝ハ竪ニ絃ノ如ク鼻端常ニ冷ニメ惟夏至ノ一日ノミ煖ナリ鼠ヲ食フ矣

二上旬ニハ頭ヨリ下旬ハ尾ヨリメ食フ

○本綱云諸虫ノ耳ニ入ルニ猫ノ尿ヲ滴入レハ即出ツ

取尿法　薑或ハ蒜ヲ以テ牙鼻ニ擦或ハ生葱鼻ノ中ニ紙ハ即チ遺出ツ

○廣志云鼠ハ狀兎ニ似テ小ナリ四歯ニメ牙ナシ鬚長露服前爪四ツニメ後爪五ツナリ尾ノ文ハ織物ノ如ク毛ナシ長身ト等シ孕ムコト一月ニメ子六七ヲ生ス矣

○抱朴子云鼠壽三百歳

○南方の海ヨ火山あり燕然山と云常に焰ある洞あり其中に出火嵐あり其色赤紫なり長一其色を以て織るを火浣布と号ス此布垢つくの時火中ヨ入れあるを焼ヨ垢去て潔るあり　大明

永曆皇帝の國姓爺鄭成功を延平王に封せ給ふ一時良馬織布あり是を送り給ひしに火浣布を第一の賜物とス　明清鄙記見

○田鼠化為鴽　結明節明沢の一候し　七十二候

田中ノ之鼠　化而為鴽　若不化鴽　妖怪置生

○淮南鴻烈解云田鼠鵒鵴鼠　○多識編云田鼠鵒鼠

○或人云田鼠のうるはしくなるいはさるしと

子のうへ蝶とまりて苗田植うる

樓笛

草庵

○ほとゝぎす鳴ぬ日よりあり愛のひの苗〻は早苗とるし 牧伯

夫木

○抜てゆく苗のかゞやき世の人のなりはてゝ稀なるまこと

○難題　雪中の早苗　徽書記

冨士うる田子の入江の月を見てよ苗とるし

○真の細石よ　田一牧　植て立さる抜うゑ　さゝ波

或人の云いらく立する苗なるべし出るとしたる

又早し共立する白うしたる紙のひさしあるに柳の新葉をそ田

植うゑ苗一牧の田を植ひるる時長遠の旅なれをいまて

うゑ抜のゝく立去れし自ゆ遠よくあるるし

○神代春云一書曰是後日神之田有三處焉號曰天安

田天平田天邑并田此皆良田雖經霖旱無所損傷其素

哉鳴尊之田亦有三處號曰天檬田天川依田天口絁田

此皆磽地雨則流之旱則焦之故素戔鳴尊殖害姉田矣

○稲西南地暖而早熟東北地寒故晩熟如幾内則中和

地以為正時凡作田彼岸前十日漬穀於水彼岸後十日

取出下種凡廿七八日謂之苗代經六七日苗生五月半

夏生前三日移種于田謂之早苗采

○竹雅翼曰菜虫化蝶　○酉陽雜俎張周封言百合花

合泥其隙經宿化為大胡蝶矣

稲の穂ちゝとかゝる葉ひろ如　空來

○夫木集　いろ〳〵の稲穂ちさこゝる

ゝ歩ゝ地ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ　范炎

○穂　和名保一名穎　禾穀末也百穀實繁碩而垂末也

○本綱云粳古者專指糯爲稻今糯粳通稱稻粘者爲糯
不粘者爲粳其種近百各不同其穀之光芒長短大細其
米之赤白紫烏堅鬆香否皆因土産形色而異也
○穀類種之曰稼斂之曰穡稼者如嫁女以有所生穡者
丛聚穀成可收積也會意者收穀之所
○大已貴尊爲百穀守護神○五穀ハ麻黍稷麥
豆加之秫稻小麥大豆九穀云
○案山子鳴子引板ハ田圃の鳥をおどろかしの事し草偶人にて弓矢を持せる雀を防しむ
又仮中國湯川寺の丟賓僧都ハ途を民家の奴よ喚して田圃の中に
稲を刈り名雀を追ふを勸とし今も至て田圃の中に
しつ鳥雀を懼る勢霊ありを僧都と称す　丟賓僧都
續古今に山田もる仮ねの名こそ惜しけれ秋をそ思ふ人もなるし

○文習卷云むしろの上より水のまるゝ如くなるよ人さらぬ
へある木の木葉りしらくもの義なるもたしくゆをつくもうる秋よ
なりゆゆそ宮のけりひ秋なるを門田の稲うるて所よつかくる
秋よねひしゝ法くつうれ女なるものあるうひあるしあ
もまるも花しくあつ人ちのまみとあるひ出まして
○狂哥　寄田百姓の言葉　孔雀井雅章
田をかるよあつもさひくをあるらう稲ハ実よなるも
信濃路やもくなる竹の星祭り　長霍
○関東ハ幼童の流にるこの紙をたらく寄をこ出るよつもて七夕な
ゝ竹ゝ竹ゝ有ハ知るこい指の葉相の葉ゝ有ハ歌をこ出て川へ流しく
星のもの竹ゝ○信濃ハ竹ハ竹を一偶ゝ束ゝ皆遠ゝ篠竹ゝ
しくたきりふし日出信濃ハ甲列へたらく冬遠ゝ陳ゝ

又竹あり桶の箍より剖き竹を繞るに資て松本仁神上田善光寺
松代等に出し桶の箍も松にて竹なりし
○汲古集云逸家に大進坊と云者あり忍堂の末にあり忍堂の弟子猿叟
の獄屋より八年ありけるに七夕に
ぬきふる被なりれば七夕よ去ぬ(ぬ)夜きふ〳〵そかす
代寿を坂東の人道きて感よ隠れ中あり姪婿にて奥列乃
知行を代宮させけるとて

待ッ人を森せてくれる係ッきます　禾山

○續拾遺集　幾望を待ひこそ〳〵
きもとうもとる秋者哭ん　慈鎮和尚
○時鳥待ハ疾し屋ハ待ぬ　寂蓮法師
ぬ(ぬ)ぬ(ぬ)て待も(も)ぬ時ハ秋音ハ疾ましかきる秋ん

口ずさむ狐付ある菊の花　紀聲

○陸佃埤雅云菊本作蘜蘜鞠也月令九月菊有黄
花花事至此而窮盡故謂之鞠矣○菊潭八其源芳菊茂
リ滋液極テ甚シ馨香四方ニ薫ズ谷中ニ三十餘家アリ
皆液水ヲ飲ム上壽ハ二三百歳中壽ハ百余歳其ノ
七八十歳ノ者ハ猶夭殤トス　十道記
○白氏文集第一ニ梟鳴松挂ノ枝ニ狐戴蘭菊叢ニ○同集古塚ノ
狐妖ニ且ツ老化ノ為ル婦人ト顔色好ニ見ル者十人ニ八九ハ迷ヒヌ
○夫木集　花を見るあのほとりのたきつねぬ　為家
うのいろのやくんまよのうん
○狐魅人ニ其邪氣入リ肩脇皮膚間ニ必有ル塊其脉浮沉不定
其拇指多震也或先疑似之間煎熬葉令服之狐妖者不

胃吃、真病者、雖無臭味而能吃、又狐托於人也、強氣者則不能托、蓋邪氣乘虛入之謂也

○狐ノ花山家旅勢家の二流あり、相伴ノ往昔狐狸あり、一ツの老狐捕まえて花山の家輿の下に居まして勢びを乞ひ遂に免るを得ず、又旅勢何某も時異なりとも、ことを死を賜はるの強いお用ひ、昔より狐捕るの強いお用ひ、今に至て狐魅の人あるを見ハ二家の祭を請ふ魅を則魅去る事神ぬし又稲荷ノ狐の一流あり

○抱朴子云狐ノ壽八百歲也二百歲ナル時轉変爲人ト

○神社考云天文年中松列垂井氏大藏谷ノ美女を沈て妻とすしてこれを生る其妻狐ノ子なりと云て子を産ノ子なりと云て子を産ノ子なりと云て子を産

○木食の行ハ佛説よりあれども或云伝授よりハ佛道ニ入り一人伝法を受
らるゝと云り近代の木食行者ハ和刪修行の心願ゆの歳を重ひ長ー
る宝山和尚し名ハ湛海姓山田氏粉列安法郡一色村の産実延享年ハ
主ル性敏頴にして伎藝多くしてく善ハ揑彩画をのゝ絵妙し
十八歳の時薙髪ー武陽深川永代寺周光和尚に師とし又東寺
光輝和尚より伝ひ密乗を受け或ハ高野粉紀和尚より伝ひ修法職位を
授り小角泰澄の法を慕ひ愛宕の心上にて一七日断食を修し一千遍を終
ー常に歓喜天の法を修ー一万座の華水供を行ふ事数千座より
俗油供を修する事二千日法験あらたの峯之牧ーハ京栗田口歓喜
院を造立ー諸人を教化し周花和尚より繼り奥刪神風寺より入峯
をなる事三年又刪風嶽南禅寺に遊ー房を出ざる事二千日し
或ハ三百日を限ーて胡麻を絶ー一言一食便粥のみ飲まるー
雨露を人に頼ーて其心祝嘱を願ふ願を尽く終其志を察を一日

洞元比丘尼ー対治ーて白生弱に取表寂あり牽役行者の僧行の
霊験ハ凡人登る事あたハに湛海大峯を慕ひ延我那ふ所しと延宝
六年十月飯ふ窟より帰り住を相一笠一衣鉢一分に所ふのこ一掬
一文の茶銭なく安楽ーて樹下に座ス一暮に夜及ぶ湛海を捉
法何そ法ふ事あるや遂に出会ー湛海ふ事と泥眼瞑ふく気絶ふ
ハに時不動の名号を唱へ給れと力十倍ハ又海ハ何者ぞや夜及ぶ
ふーて去ん後ふ岩窟ハ咱神ふ術ハ無石彼ノ夜及ふ肌膚に絶ハ
是ハ神の試ハ今ふ去ふ事なき如ハ一瓢の題一牧の延なー湛ふて極
術ふ知ん百穀を断山蔬野菜のみハ食物ふー寛文貞享元禄の中
の夏大旱に雨を祈るに其験あるとい事ふー其ハ八万牧十万牧
の後ー教百座ー二十年に年ふ去ふ一峯の仏益となる大聖無動尊
ふ去ハ後ふ宝山寺ふ及び中古無比の行者ふし宝永元年二月十六日ハ
教を二十時八十八歳

又月雨ハ物に[illegible]
秋雨いかなる[illegible]
秋雨い[illegible]の[illegible]るゆ[illegible]ら[illegible]れ　紫関

○屏風押色紙和歌　通村撰　秋雨　十輪院前内大臣

[illegible]

○徹書記物語云　[illegible]

[illegible]

秋の夜ひとり雨をゆ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

▲今川了俊の類集の作者し徹書記の和歌の所く

○[illegible]

[illegible]

○法華經法師品ニ加[illegible]刀杖瓦石ヲ念佛ヲ故應忍の心をよめる　寂然法師

深き夜の窓ふ雨の音せぬとなるまでなるまり

時鳥親しかりし吟夜の記　節士

○拾遺集　初くのやへ人に待ちしかしき夜
なかりしと思いこしぬあてなれた　小弁

○隠親　蒙求和歌ニ云韓壽ハ容姿花羅ナレハ女毎ニ
イカテトノミ思ヘリ時ニ大尉賈充カ家ニ人多ク集
リ居タルニ韓壽殊外芳シカリケレハ皆人是ヲアヤ
シノトカム其先外国ヨリ武帝ヘ奉レル香物ヲ賈充
ニ分テ給リケルヲ賈充カ女ニアタヘケルヲ韓壽夜
ノ間ニ移香ニシミケルナリ韓壽爭フ支モナラサリ
シヲ賈充知リテ則メアハセケル矣

けさ〻ゐをよるの　なれ名をとへき我神
かゐをぬものいとまのうゝ者　源教行

○酉陽雜俎云鳥ノ狀雀鷄ノ如シ色慘黑ニメ小冠ア
リ春ノ暮ヨリ鳴初テ夜啼テ且ニ達ス鳴ハ則北ニ向
フ其声哀切ニメ晝夜止ズ田家是ヲ候テ農事ヲ興ス
只蚯蚓ヲ食フ自巣ツクル支觜ハス他ノ巣ニ居テ子
ヲ生ス冬ハ則チ藏蟄ス

○蜀王本記云杜宇ハ蜀ノ望帝ノ名ナリ初メ鱉靈ト
云者楚ニ死ス尸ヲ河ニ投ルニ流テ汝山ノ下ニ至忽ニ
蘇ル乃シ望帝是ヲ立テ相トス其頃巫山崩テ江ヲ壅
蜀人多ク洪水ニ遭テ患トス鱉靈乃ヒ巫山ヲ鑿リテ
三峽口ヲ開リ即チ賞ノ西川皇帝トシ功ヲ以テ位ヲ
禪リテ蜀山ニ死ス時ニ子規ノ鳴故ニ蜀人是ヲ聞テ
望帝ヲ悲ミテ杜宇ノ昊魂ナリトス云
杜宇　望帝　蜀魂　皆ホトトギスト訓ス　別都頓宜壽　十王經

雉頭くろ虫とまりそめし人はなし上　松花

○古今集　浦の海の磯波のあらいめをとまるをたけさ多ゑ人もとまらめや　紀貫之

○朗詠集　紫塵、嫩蕨人拳手、碧玉、寒蘆雖脫裳、野相公

○神代巻云古天地未剖陰陽不分渾沌如鶏子溟涬而含牙及其清陽者薄靡而為天重濁者淹滯而為地精微之合搏易重濁之凝堅難故天先成而地後定然後神聖生其中焉故曰開闢之初洲壤浮漂譬猶游魚之浮水上也于時天地之中生一物狀如葦牙便化為神號國常立尊下略

○和名阿之青シノ和訓中略ナリ　和名与之弱シノ和訓中略ナリ

○本綱云凡葦之初生曰葭末秀曰芦長成曰葦生下濕陂沢中其狀都似竹而葉抱莖生無枝花白作穗矣

○四季の物語云ちよもの神代のいにしへを九くかとひをそくるるまるよのあをうぶちこのむとくにてそのはのあさうるはかるあるうちよりのころはひみうそのうまれの中より一ツの物われひいてかちにけのくむあり〳〵のぶるを弗と数ひぬ国ここちのるをもし下略

○人上　沙石集云西行真列の或ひとの列為かる宿本をを道立せんと年来おもひたちてくらねを五十あまり袋より入て首にうをてとを語りけるは後河原中の宿すて水をあびけるあみ袋をもをもて菊川の宿ゑてわをひとりけりにはかく洗ほかりくれとちらく出のそれ今の人の為ことなるあ〳〵めとありひて上洗しむをしく下のもんは本ここをくくをくくの本ををかきをうてとてをりをる和原中の宿にて武蔵よこそ宿のひとりふと四よみき女ありて何事を作るこのひとりふと四よちくし行をちうをもんを孫をを上波の河をををすをくりしば宿

[illegible]

[illegible]

[illegible]

荒れ跡の田毎を見たれば十三夜　惟善

○信列定級の田毎の月は焼松の山にあり其形[illegible]紙のごとくにして長短廣狹形く四十八田とぞ[illegible]上[illegible]の田毎の月あり[illegible]土俗の云[illegible]田毎の月[illegible]八月十五夜[illegible]千貫の價わ[illegible]稱[illegible]

○[illegible]田八幡の神田[illegible]

○[illegible]

○柏玉集　[illegible]

○　神[illegible]

○東鑑云文治五年十二月廿八日平泉[illegible]

[illegible]

[illegible]

百人一首より和歌の始り祇園林　文里

○百人集の序云　夫すべて世人の心を種として萬の言の葉とぞなりける　詞云　種をかくるに人数まねく質朴なりし神代より歌いまだ多からざりしを元来歌の性情いとし国の自然の風俗なり扨ことの別一の事わざを求むるの人多くなれば事なれば心感物而形於言と云り朱子詩経の序にいはく詩者人情を評しるべしとよくはいひ置たり貴賤ともに朱子の人なれば此説よりいとうもよわるべし朱子まさに和歌を知きるあれば時よりおのづからもひて其倫の性情を知るべきを知るべし

○元禄のころ京祇園林の水茶屋掘とる女和歌を善に詠る茶屋の

源氏物語を書て紙の女の葉よりわれ出るを縁むすびの和歌を葉の掘の葉として書わりて掘石合とる女から女を掘りて掘する事を早石合葉と号く今又小石合とる女をの孫を追

○祇園社　感神院　山州愛宕郡八坂　神領百四十石

祭神三座　牛頭天王　素戔嗚尊　或云　武塔天神
　　女将井　稲田姫　或云　歳徳神
　　八王子　三女　五男　或云　八將神

初、播州明石浦垂跡而　迂廣峯貞觀十一年遷山州北白川本光寺同十八年迂于感神院

圓融院天禄元年六月十四日始行祭礼

当社八神輿中ノ凡の後を形る俗胡瓜と云ふ故ノ氏人胡瓜を食ざる人多し甚繆而し凡の後ハ本凡の後形し織田信長五再興ノ織田家の定紋をあらはすのみ

季歌〜発句ハ去ることなりけるに祇園林の句ハよくけびて宮
ゆ又なくてに如きなりとなを一句の語絶明し　▲季なし発句ハ
ゆ出て　海ゆ渡る雨や夏〜きくさ所宿　さ〜沢
越前越路の海を行く布袋の旅商人　遊女の弁女なるを哀の
洗ひ濯さなしきをて哀〜夫婦のおく〜一月毒ふ〜彫びし
ひ恭を浮名宿としてやし　元年修別〜まつり〜時
月のく〜ぬ夏の女や　粕井沢　北涼

曲尺の名を備へて生育ス今年竹　雙五

○坂川院百首　ゐ〜生のまつ紅ゆゑ
秋ハよかうく妙中めん　基俊
○延文百首　長々代のあ〜おなりあ〜ゆ
うてふの竹の変ごとをぎごい　坂柏原院

○夫尺ハ黄鐘管の長を九一尺とし黄帝伶倫ヨ命して律乃
尺をはじめて作るよりして古律尺とゝし秦元い中式の秤桑
を猶ゝく一黍の縱の長さを一分とし代尺宋の代まで用ゐし
又黍を横ゝ一黍一ツ以一分とし是を夏尺とゝ云　尺度名ナリ
權衡度量皆本諸黄鐘也　○倭名裁縫具云尺竹量也鯨尺

古律尺	今曲尺
	今用ル曲尺ハ旧尺ニ一分六リニ

旧尺	鯨尺
聖徳太子唐より傳ヘ不の曲尺なり今和刻法隆寺よりあり是を旧尺一云今曲尺ニ一分六リニよりハ九寸八分四リニあ〜る	今カ子一尺二寸五分

今曲尺	呉服尺
	今カ子一尺二寸

裏曲尺	文尺
一尺四寸一分四リニ四角のもの角より角のまゝ	カ子八寸ニアタル今ハ使ハ用ゐ

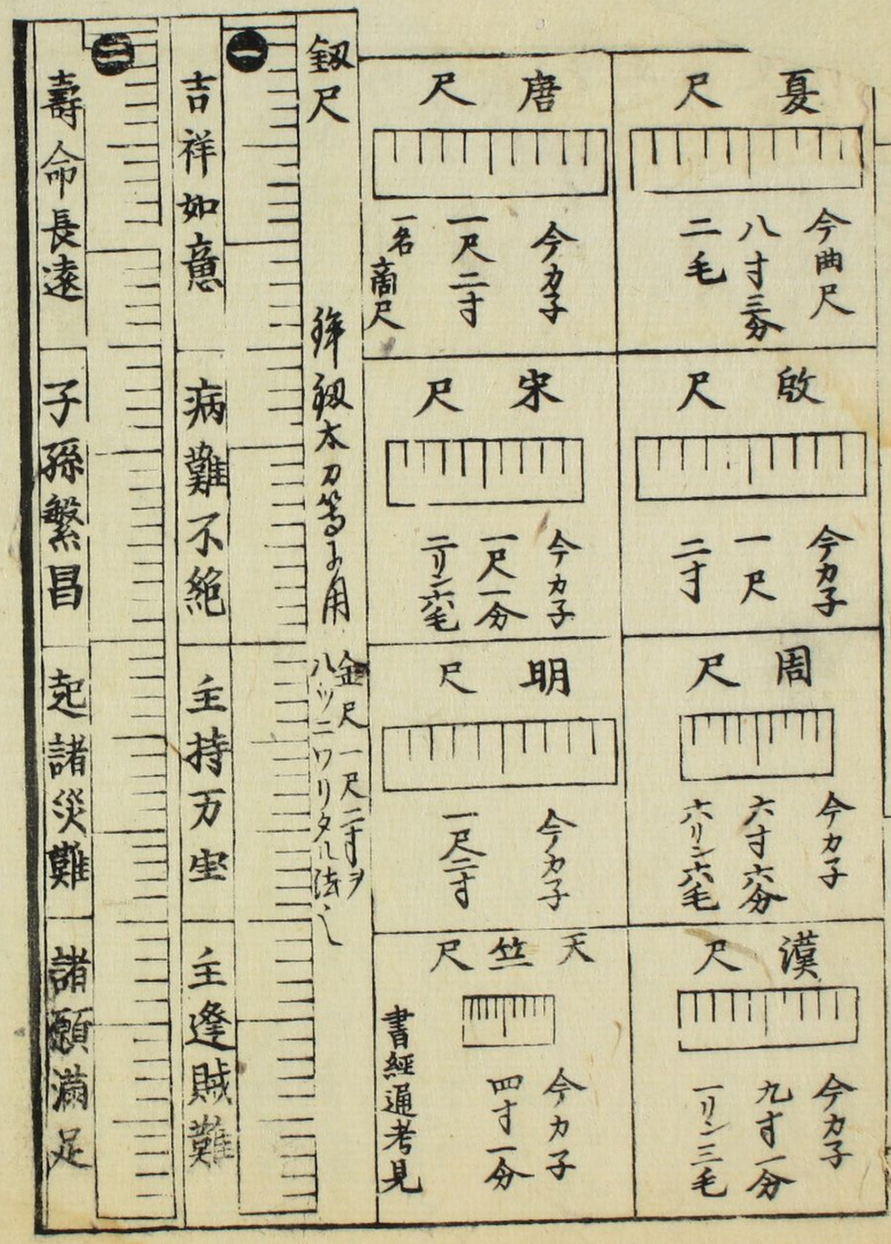

十炷香乃試なり　八味子鳥

布仙

○香道蘭の園云十炷香の式は東山慈照院義政公たちかつ
上なる代い一本を用ひ年なし皆金也香なり因院大臣乃
至乃方云任御の百歩香を用ひ中ほどの名香を焚き
物し物なる佐き木佐波刺宮入乃道茶一本香をたきたり
其家より藏に石の奇品を一今世より五十種の名香と称し
義政公ふりく始まり乃の且月の夕雨東雪乃美好
あり所といふなるべし時の名御太夫綱素兄女也を
雨の情を記し或は清秋の賦しなる相風の迫に志野宗信
波沙真相代乃深者し今に志野流相阿弥流の二流あり
文亀の頃相風の波法にして三と九葉に一花を加へ十炷香と
以足利権輿しそのころ桂舟郎肖柏茶人孫光宗祇法師

名香名の深きもの後元和寛永のころ後水尾帝女院の所望
香名ふるくはまれなる所なり仏所守に至て方国より名香をもとめるもし
▲十種名香　法隆寺　一名太子　東大寺　一名蘭奢侍　道遥
三吉野　紅塵　古木　中川法花経　魚橋　八橋　ほし
▲追加六種名香　赤梅檀　園城寺　丹霞　金珠　仏座
流外　ほし　又五十種の名香百二十種の名香あり名月略く
▲十炷香の法　八一　二　三　二法　九色　五　六　七　八　九　十　一炷
ほうらく　一炷合十色しき　八　九　十　一　二　三の試をきくし
三炷きくおりて本香をきくし試の時の一なるし一の札を打二と
きくし二の札をうくしたんくきくし試の内よりなれ香をきくしその時
きうの札打し狼藉札竹折居香七　香笑ホの拗き香元の羽八あり
▲実試十炷香八小色及の十炷香の寸〳〵　但れ八十二牧ともに彩香
称香八皆一の札を打し二香　称香ハ皆なるし一の札打し

別香なるし二の札打〳〵三香　称香ハ皆〳〵しきくし一の札打
し二香ハ皆きくし二の札し一香ハ二香ハ皆ちがふ
きく例八三の札打〳〵四香八某の三炷の内をきくし
乃札を打し二三の香く遠りくその時うの札打し又一二三
またその内にうの香中る時八うの札三牧ともに打たる時い
二の札二牧ともに二とうとくかるがし為称の一二三の香く
川〳〵称名ふる〳〵一二三客を名香乃名紀源の住るあり
○香十德　休和尚云　感招鬼神　清淨心身
能除汚穢　能覺睡眠　離中成友　塵裡偷閑
多而不厭　寡而為是　久藏不朽　常用無障
○香道蘭の蘭十二巻秘傳の書ニ巻ある
○ふこう　稲頁香　ちくさ香八古今集三巻の巻物伝受の
へうし密香八古今集の巻物伝受ともに和名の香名を付て用ひ

[illegible]の制の限りなるやうにもてなすもの[illegible]
只祈願の名聞をのみして神々の霊威は尺々へりなるべし

○遊然尊云　[illegible]名は名はなしの名の[illegible]なるものなり　真言の書の中にはいろいろ
[illegible]
[illegible]招魂の法をもてあそぶ事あり　[illegible]
長歌より[illegible]万葉集の
名のことさはいかゝひてきこゆ　矣
法[illegible]云　[illegible]井基作心敬法印　[illegible]
夜話乃双紙一帖あり　その中に

猿　[illegible]

山雀　[illegible]

山鳥　[illegible]

雀　[illegible]

郭公　[illegible]
文段抄よりはたの[illegible]古今伝授の切紙とは遠のき　[illegible]
抄よりは[illegible]
[illegible]
[illegible]

○和州葛下郡二上山の麓当麻寺、真言浄土宗なり。高さ三百石
迎講、法事毎年四月上申日俗より此供類とす
○草菴集　高麗の曼荼羅をおもうて　秋河
あまとやせ西へとやせ心旅の苔のあるじおもてる秋なるん
○当寺中将姫の織り給ふ曼陀羅其幅一丈五尺節なし所々
脱ちて上品上生と中品中上の間より織り給ふの銘文四百十三字あり
奇なる巧くしき中なれば孝謙帝の臣橘右大臣豊成公の女なり
天平十九年に生れ給ひて顔悟書を善くし十歳の時父母歳甚だ
悪く押勝と絶せらるる事あり。姫十六歳にして当麻寺に入実雅
和尚を師とし尼となり法如尼と号す閑居して念仏三昧に
入て稱讃浄土経数百巻書写し一生身の弥陀来現を祈る
一時禅尼来て曰汝数万の蓮糸を紡ぎ曼陀羅を織り
事叡聞あり恩海遠し勅して近江大和河内三国の蓮茎を

九十余束これを熟せ于時化女来て蓮糸を浸し紡織
り浸し焼と云ふ丈子丑之刻に曼陀羅織成し化尼乃チ河原陵に往
化女は乃観世音なりと云ふ羽年の九月父母歳勅許あり京師
宝亀六年三月十四日法如尼寂す年二十九　縁記委
○惠子謂荘子曰吾有大樹人謂之樗其大本擁腫而不
中繩墨其小枝卷曲而不中規矩立之塗匠者不顧
○楝本草云其子如椶類白而粘可以浣衣者也矣又云
高丈餘其長甚速三五年即可作椽矣　俗云世年多宇
○歳時記云自初春至初夏有二十四番風始於梅花終
於楝花謂之花信風矣
○三才図會云自小寒至穀雨凡四ケ月而八氣二十四
候毎候五日以二花風信應之　図記左
びてうを　梅を見て　宗祇

二十四番花信風圖

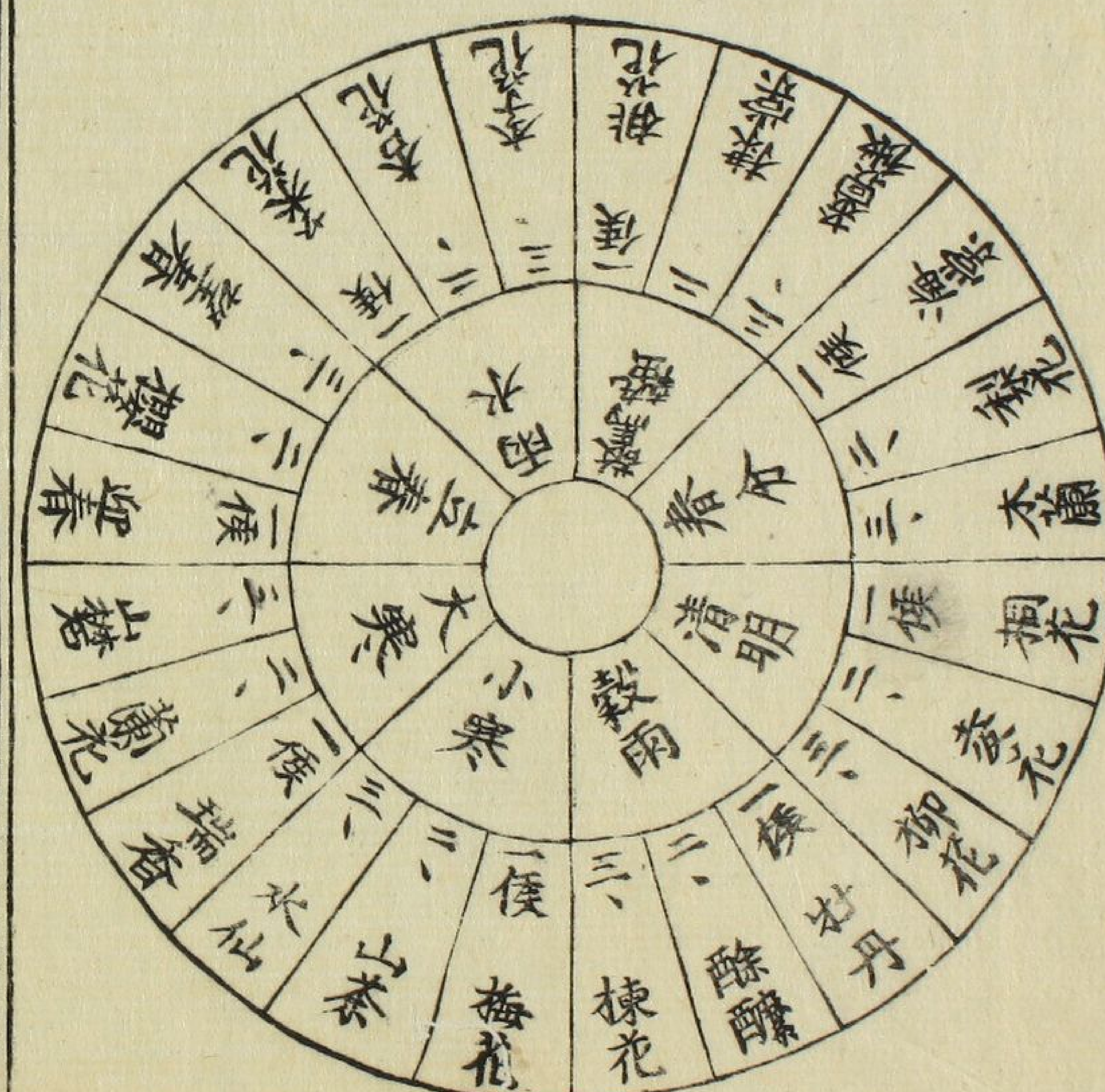

保とゝきす伊駒の山を出つるより　伊賀　紀之

○新千載集　ほとゝきすれ行衛の山やしらるらん隠つる

その声にしるなり　前摂政太政大臣

○一日大閤秀吉公浅野弾正へ御諸有りけるに　ほとゝきすの

鳴けるを曽呂里新左衛門ありけり此時鳥は伊勢の

ほとゝきすとよみ歌あらで又鳴たるを聞きて浅野弾正の時鳥

しとやー一時大閤の云ふくその歌をよみたまへと曽呂里

やハさして殺すかへるも事ハなき殺しは又ものほとゝきすれ

ハなりしのかしよりすりけりへいふ浅山の鳥ともなく後はいはしの

ゝりゝ鳴きて浅野へ浅野里の鳥ともお老なとやられも

ゝりゝ鳴きて道なりその声めて発る

鳴をとゝきし帰りせうくきゝんかとゝきれ　大閤

感吏を以て呼出とせびる呼せんとし
ゐを守る我仏の保護きん　加藤清政
ゐ能他みくい命をやるふとし
ゐくなると清吉よりとうとおもとう次　曽呂里
蔵機の業彩れ者い家列堺の住朝帰り細工の名を清
うよく朝日を金を懲と納するを見ると待奇庫
洲を盛りて当治彩智しく世の此の名を清学し大国の
清者をまりて慰奥の数ひとなるを○一日法主法師に
お清の対大国の日世中より彩を不き人い誰なんと結生の人を
ら彩なを者君なくく外よりてて人をうくその時百呂里
や人私のれを不き人い外よりあると誰人なんと四海ひ生
む生を別者をおを不しくの人君い御妻を常に東京を
あさよい御崇りいなくの金別若い何やと代を情こして

此方のひをうくしとやう波に机智発ぬと皆人褒賞しけるとし
○徹書記物語云郭公鶯と郭よく家人一夕をよく鳴しくれい
二月対今の郭ありをい只一夕をもうてしよ不審ありしに初も鳴
鶯なるひあ遠方れと云
○伊駒山　東い和列平群郡西い河列西郡如し其嶺を闇峠とい
是和河あ国のさうひし

京京人より来るる時　腹部氏

源やその野守る池も清きかな　玉仙

○野守池い南部長月野にあり○雄略天皇御狩時鷹翦去
野辺有一野守人知鷹所在奏之蓋以影寫池水坐知之
矣因或謂之野守鏡○拾遺集　よめる人しらず
箕面の滝の滝もの如くそなりてかんよりそなりてかん

○與後拾云野ちのかくとしらぬ水を云なり雄略天皇御
[illegible]
[illegible]
[illegible]

その色そめけれ　媚あらくの花　仙林

千首

○ 春雨　春雨のこの中にあるやうなる色ある桃のこゝろなるべし

○ 暁檻眉拙柳ヲ　春粧臉抹桃ヲ　活法

○ 李綱云其花有二紅紫白千葉二色之殊一其實有二紅桃緋桃碧桃緗桃白桃烏桃金桃銀桃皆以色名者也矣

○ 加茂の祢宜基久の娘ハ　こゝのまびあり陽成院の中宮にあらせられ　みかどの御子の中に　巫ひの祢宜の侍　玉妃ら

大真殿を出し　去の媚を帯　其須臾　後冷泉　東宮　後見院　天皇　皇子

とはなを洗ひ　せこゝもとて　ひとのこのずゝ　東よりあやまる　ほとゝぎす

なり　女もわらはなる方に　さくられとも　吹もさゝめ　ほとゝぎす

ときさくりへき　物のまゝ　ほとゝぎす　ほとゝぎす

きなのこ　閑中　まよ　あり　し　羊　生　もこ　こ　り　又　母　ゆ　を　きこ　て　やんご

こゝ　ゆ　ほ　ぬ　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま

ゆ　さ　ま

こ　ま

いさや　ま

ん　こ

こ　こ

る　こ

ひ　こ

と　こ

こ　こ

こ　こ

こ　こ

こ　こ

こ　こ

みたりさまたを記為の爲て事文のくさくさを書つらせける　後園

○百をもくさくさ又ものもハモトのモトモトの中略

それ数ハ一ツハ十を本トし十ヲハ百を本トし故ニ本本を脚

して百ヲをくさくさ又百ヲとしるすハ十ヲ十ヲハ百しヲ、

くさくさを略してヲくさくさ数ハ一ツより十ヲ本ト本ト本ト

百に到て本ト本ト本ト百と例せるし一より十ヲ数の小成

より十より百を数の大成とす

○説文云百八十十也一百トス百ハ自也十百ヲ一貫

トス貫ハ章ナリ章ハ必待是ヲ一章ト云百亦成数也

多数ハくさくさを書続　加億

○拾列武庫西宮太神宮　俗ニ得美恵と称ス

祭神　蛭兒尊

相殿左大巳貴尊

右事八十神

此神世の冨幸を司り給ふ　守敏得幸ヲ　市守賈得幸ヲ

田守種得幸ヲ　軍守戰得幸ヲ　朝守事得幸ヲ　天下富持

神往住廣田国云　承正八十日　村民九月の朔より斎ふ

中て門を閉て出入せしを居絶と云　嘉元傳　正月廿日十月廿日

○神社啓蒙云俗号夷三郎者非也夷者別一氣神也蛭

子者天照太神第也

○日本紀云伊弉諾伊弉冊二神生蛭兒此神雖已三歳

脚猶不立故載之於天磐據樟船而順風放棄

かたのゐはいくふのちまたにしたがひて

○拍手　諸神記云凡天空ニシテ晝夜ニ運行シ地虚無

ニシテ萬物ヲ生シ人無心ニシテ動静ナル皆虚ニシテ霊

アル所以也手ノ中ニ一物ナシ拍則声ヲノツカラ生

此亦虚ニシテ霊アリ一物無シテ相交故ニ拜スル二拍手

スル也二條亜相記ニ讃ノ栁紅手ヲ訓シテ加シ之波手ト云柏ノ葉ヲ用テ飲食ヲ盛故ニ加之波手ト名君手ヲ柏テ膳ヲ召臣手ヲ柏テ獻之故ニ手ヲ柏ヲ加之波手ト云也神ヲ拜スル夏計ニハアラサルナリ

○謡ハ庶苑院義満云の謡世阿弥と云人乃作歟或稱天台僧の作なり元い秦川勝の製する所の謡并樂を云ひけるものし今金春い秦川勝の苗裔し又能い東山殿より賜まる寛正五年紀河系図に勸進能あり義政云沙汰し

散り際もぬくとく見る牡丹かな　吏山

○詞花集　牡丹　法性寺関白

咲しより義もつるまるまで尺ほ[illegible]

○周茂叔愛蓮説云自李唐來世人甚愛牡丹又云菊花之隱逸者也牡丹花之富貴者也蓮花之君子者也

○州山元政旅窓見牡丹詩　韓弘苦猒兒女周子徧嬶同衆人　塵裡偷閑聊寓意花王富貴不妨貧

○枕中子云[illegible]

○肖柏牡丹花と云へ　[illegible]

○白氏文集新樂府云牡丹芳牡丹芳。黄金蘂綻紅玉房千片赤英霞爛爛百枝絳艶燈煌煌照地初開錦繡段當風不結蘭麝囊下略○事物紀原云隋煬帝世始傳牡丹唐人亦曰木芍藥開元時宮中及民間競尚之今品極多也

○畫譜云牡丹宜寒惡熱宜燥惡濕根窠喜得新土則旺懼烈風炎日栽宜寛敞向陽之地庶ハ壁ナキ屋ナリ

彩色時の不動堂のかくり花　常仙

○夫木集　伊勢にて九月十日ばかりのさかりなるを人のおこなひたりけるよよめる　長明

時雨てもまつ色ばかりの花さかり　長を二尺といひつる

○不動堂い伊勢国奄摩那の寺敷村歌書にの奄摩那四時に花開しよんてふ堂を称す

○当寺に安の観音い霊仏し安産の守護の像の畫図なり此仏に祈を信しく産室に至すれ安産せしに寺象村一郷い往古より産女五月節を祭す今ハ苦の文ハ方い数を現し数ありて年の若しを祭ひ如くに文殊七の不思議ハ方い彩摩五月節もその因なり

○花のこころよりの歌人まろうしに晋子
郭い幕のくいひ来ありて

花に来くこ雪の降りやよりぬ　謙亭

○後拾遺集　ひとりこれ今やもるんみのの
ひとり　降りつもるこ雪　よこんもれ

○百聯抄　松間白雪尋巣鶴　柳上黄金喚友鶯

○飛鳥井亜相雅章卿吉野記に云　治治二月表の秘
いへれとろあ　のくいあ　天ようの芳野の花の盛い
なとうあ　ちとうあ　ばうあ　ばうあ　ばうあ　ばうあ
ぬんばうあ　ばうあ　ばうあ　ばうあ　ばうあ　ばうあ

不死皆悉さまを変ずと雖も其の奥を知る人なし
かるいとの作るも中くに死の形ちにやいとかんん　下略
ものを　をる者も及ばぬなをまうとなり乃ち及ぬ人とひとえん
御仏事とあり略

○吉野山、本朝七高之内其土皆黄金也因称金御嶽聖
武帝朝有良弁僧正奉勅欲掘当山金然蔵王権現不許
凡南北山深遠未知里程東西不過三里
蔵王堂南向　文武帝大宝元年役行者建立千手観音十三石余
本尊二丈六尺　脇士千手観音二丈四尺　弥勒二丈六尺
二王門天智帝白鳳十二年　金鳥井高二丈五尺醍醐帝昌泰元年
○吉野川　水上八大蔵原と云る所にて人倫不通所なり
流るて坂に成る南より流くまい紀列紀川と出
よりの川　ひの上流弱水と薩の手荻の下流　五大尾

義　ひの上流弱水と薩の手荻の下流
第　カ　カの流れ
種　西の西河無山畑
流　カ　流る
見　河流
宋山　士古
河手

國書玉篇三百四十五巻
〇是ゝの繪りものゝ中
裏丹緑感称称四巻みゝ
秋夏冬称称 雪中庵蓼太

寶暦四甲戌九月求板

大坂心斎橋西側
吉文字屋市兵衛
江戸日本橋通三町目
同 須原屋茂兵衛

懐中小本金一冊 〇此本八字引の
首部ゝ字部ゝ字部ゝ字